

証券コード 2759  
平成27年6月11日

株主の皆様へ

東京都港区芝公園二丁目4番1号

**株式会社アイフラッグ**

取締役社長 園 博 之

## 第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイトにおいて賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成27年6月25日（木曜日）午後6時までには到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁～4頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |        |   |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 平成27年6月26日（金曜日）午前10時  |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝公園一丁目5番10号<br>芝パークホテル 別館2階 ローズの間<br>(末尾のご案内略図をご参照ください。) |

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第18期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第18期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 取締役4名選任の件  
第2号議案 会計監査人選任の件

### 4. その他の株主総会招集に関する事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名に限られるものとします。なお、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.iflag.co.jp/ir.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して、監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ①連結計算書類の連結注記表
  - ②計算書類の個別注記表
- ◎ 本招集ご通知の添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.iflag.co.jp/ir.html>）に掲載させていただきます。

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）\*から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

\*「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月25日（木曜日）の午後6時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

**【システム等に関するお問い合わせ】**

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、 通話料無料）

## (添付書類)

### 第18期 事業報告

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過およびその成果

###### 環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済財政政策等により、雇用や所得環境の改善が続くなど、全体としては緩やかな回復基調で推移したものの、企業収益や個人消費などの改善に足踏みがみられ、また、消費者マインドの低下や、海外景気の下振れなどが、わが国の景気を下押しするリスクとなっている状況に変わりはなく、景気回復の動きは依然として不透明な状況が続いております。そして、当社グループの顧客層である小企業の業況についても、当連結会計年度における全体としての業況判断は、一部改善が見られたものの、円安による投入コスト上昇の問題を抱えるなど、引き続き不透明な状況のまま推移いたしました。

###### 当社グループの状況

このような状況の下、当社グループは、前連結会計年度においてストック型ビジネスでの黒字転換を果たし、今後の安定的な利益成長に目途をつけることができたことを踏まえ、企業価値の更なる拡大を図ることで株主価値の向上に資するため、当連結会計年度より、企業規模を拡大することで、短期間でストック売上を大幅に積上げ、ストック型ビジネスを深化させる取組みを開始いたしました。当連結会計年度におきましては、ホームページソリューションに続く主力サービスとしてシステム・メディアソリューションを本格的に立ち上げ、営業稼働人員を大幅に増員して投入するとともに、新システムや商材・サービスを開発し、展開する大規模な積極投資を推進しております。

新規サービスであるシステム・メディアソリューションは、売上構成としては、獲得顧客アカウント数と連動する一括型のフロー売上と、保有顧客アカウント数と連動する月額課金型のストック売上にて構成されており、そのウェイトの多くをストック売上が占めるストック型のモデルとなっているため、保有顧客アカウント数の積上げが重要なモデルとなっております。そのため、サービスの立ち上げ当初においては、当然にして保有顧客アカウント数が少なく、ストック売上が少額となるため、費用が先行し、短期的に赤字となります。しかしながら、その後は、保有顧客アカウント数が積上がることにより、月額課金型のストック売上が中期的に増加していくため、売上高成長に合わせて利益が成長する損益構造へと転換してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高は、システム・メディアソリューションの本格立ち上げにより、また、ホームページソリュ

ーションの販売が堅調に推移したため、5,996百万円（前年同期比26.4%増）と増収となりました。その一方で、営業費用（売上原価ならびに販売費及び一般管理費）については、システム・メディアソリューションの立ち上げにより、費用が先行することとなる影響で、前年同期と比較して80.9%増加いたしました。その結果、営業利益以下の各区分利益において、2,560百万円の営業損失（前年同期は営業利益14百万円）、2,609百万円の経常損失（前年同期は経常利益29百万円）、2,725百万円の当期純損失（前年同期は当期純利益8百万円）となりました。

## (2) 設備投資等および資金調達の状況

### ①設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は783百万円であります。その主なものは、クラウドパッケージおよびその他の商材の開発であります。

### ②資金調達の状況

平成27年1月19日に第三者割当によるA種優先株式を発行し、これにより2,000百万円の資金調達を行いました。

## (3) 対処すべき課題

当社グループは、株主、顧客をはじめとする全てのステークホルダーの期待に応え、継続的な企業価値の拡大を図るために、特に下記の2点を重要課題として取り組んでおります。

### ①利益成長について

当社グループは、前連結会計年度においてストック型ビジネスでの黒字転換を果たしたことにより、今後の安定的な成長に目途をつけ、会社としての基盤は構築することができましたが、利益の伸長は緩やかであり、短期間で大きな成長を見込むのが難しい状況にありました。そこで、当社グループは、企業価値の更なる拡大を図ることで株主価値の向上に資するため、当連結会計年度より、ストック型の新主力サービスの立ち上げ等を通じて企業規模を拡大し、短期間でストック売上を大幅に積上げることで、大きな利益成長が可能となるストック型ビジネスの深化を推進しております。

### ②ユーザーニーズの多様化について

技術の進歩、ソーシャルメディアの普及、価値観やライフスタイルの変化などにより、ユーザーニーズは高度化・多様化しており、その変化に対応できないと、市場競争力を失う可能性があります。このような状況を踏まえ、当社グループは、特定の業種に絞った事業活動を展開することで、業種に特化したプロフェッショナルを育成し、また、ノウハウを蓄積し、その業種に特有のニーズに対して、適切なインターネットソリューションを提供する体制を強化しております。また、業種特有のニーズに応えるシステムや商材・サービスの開発を推進しております。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
当社は、平成26年4月1日にplace株式会社の全株式1,000株を5,000千円で取得し、当社の子会社といたしました。  
当社は、平成26年12月18日に、株式会社アエルの株式2,000株を15,000千円で取得し、当社の子会社といたしました。  
当社は、平成27年3月6日に株式会社ジェーシーエヌの株式70株を38,500千円で取得し、関連会社といたしました。
- (8) 財産および損益の状況の推移

区 分	第15期 平成24年3月期	第16期 平成25年3月期	第17期 平成26年3月期	第18期 (当連結会計年度) 平成27年3月期
売 上 高 (千円)	4,851,759	4,121,652	4,745,579	5,996,173
経 常 利 益 (△損失) (千円)	△1,050,582	△229,735	29,061	△2,609,252
当 期 純 利 益 (△損失) (千円)	△1,367,308	△264,110	8,854	△2,725,412
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)	△1,760.92	△340.14	0.11	△34.74
純 資 産 (千円)	2,399,607	2,145,386	2,179,343	1,467,274
総 資 産 (千円)	4,187,877	3,032,132	3,520,988	5,084,154

- (注) 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これに伴い、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社くるねっと	100,000千円	100.0%	ソリューション事業
株式会社イーフロッグ	100,000千円	100.0%	ソリューション事業
エンパワーヘルスケア株式会社	234,859千円	100.0%	ソリューション事業
株式会社スフィード	255,000千円	100.0%	ソリューション事業
place株式会社	90,000千円	100.0%	ソリューション事業
株式会社アエル	55,500千円	79.8%	ソリューション事業

(注) 1. 平成26年4月1日付でplace株式会社の株式を取得し、子会社といたしました。  
2. 平成26年12月18日付で株式会社アエルの株式を取得し、子会社といたしました。

(10) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、当社ならびに連結子会社である株式会社くるねっと、株式会社イーフロッグ、エンパワーヘルスケア株式会社、株式会社スフィード、place株式会社および株式会社アエルの7社で構成されており、「日本のスモールビジネスを活性化し、そのインターネットビジネスを拡大する旗印となる」ことをグループ共通のビジョンに掲げ、日本全国のスモールビジネスのパートナーとして、インターネットビジネスの拡大に繋がる価値あるITソリューションを提供することを事業としております。

当社グループが提供するITソリューションは、「ホームページソリューション」と「システム・メディアソリューション」に分類され、その内容は以下のとおりであります。

なお、当社グループの事業は、取扱う商品の性質、販売市場の類似性から判断して単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

①ホームページソリューション

クラウドパッケージを主力商材として、ホームページ・サービスを提供しております。当社グループのホームページ・サービスは、ネットビジネスを展開する企業に対し、ホームページの企画・構築・保守・運営サポートをパッケージングして、ワンストップで提供することを特徴としており、ITの活用が遅れている事業者が、気軽にインターネットを活用したビジネスを展開することができるサービスとなります。また、ホームページの更新・修正サービス、検索キーワードと連動して広告を掲載する「PPC広告\*サービス」などのホームページの反響向上に繋がる各種サービスを提供しております。



②システム・メディアソリューション

業種に特化した各種ポータルサイトの運営・ポータルへの広告掲載サービス、順番待ちをしないで済む予約のシステムなどの実際の店舗等への来店を促進する各種サービスを提供しております。また、予約管理・顧客管理・売上管理などを簡単に行うことができるシステムなどの実際の店舗等の運営をサポートする各種サービスを提供しております。加えて、スマートフォンやスマートパッドなどのWebサービスを提供しております。

※： Pay Per Click広告の略。クリックされた回数に対して広告料が発生するクリック課金の広告を示します。

(11) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

社名	名称	所在地
当 社	本社	東京都港区
	支店	名古屋市、大阪市、広島市、福岡市
エンパワーヘルスケア 株式会社（連結子会社）	本社	東京都港区
	支店	名古屋市、大阪市、広島市、福岡市
株式会社 くるねっと（連結子会社）	本社	東京都港区
株式会社 イーフログ（連結子会社）	本社	東京都港区
	支店	大阪市
株式会社 スフィード（連結子会社）	本社	大阪市
	支店	東京都港区、名古屋市、福岡市
place 株式会社（連結子会社）	本社	東京都港区
株式会社 アエル（連結子会社）	本社	東京都世田谷区

(12) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業部門の名称等	従業員数
ソリューション事業	724名（121名）
管理部 門	28名（3名）
合 計	752名（124名）

(注) 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者含む）であり、臨時従業員（アルバイト）は（ ）内に当連結会計年度の平均人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
488名（122名）	215名増	30.1歳	4.5年

(注) 従業員数は、就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者含む）であり、臨時従業員（アルバイト）は（ ）内に当事業年度の平均人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有する新株予約権の状況（平成27年3月31日現在）  
当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、以下のとおりであります。

区 分	回 次 (行使価額)	目的となる株式 の種類および数	行使期間	個 数	保有 者数
取 締 役	第13回新株予約権 (38円)	当社普通株式 100株	平成24年6月25日 ～平成29年6月24日	1,270個	1名
監 査 役	第13回新株予約権 (38円)	当社普通株式 100株	平成24年6月25日 ～平成29年6月24日	240個	2名

(注) 平成25年5月14日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日付で1株を100株に株式分割するとともに、単元株式数を100株といたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が1株から100株に、行使価額は1株につき3,795円から38円に変更となっております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	園 博 之	企画開発本部長 エンパワーヘルスケア株式会社 代表取締役社長 株式会社くるねっと 代表取締役社長 株式会社イーブログ 代表取締役社長 株式会社スフィーダ 取締役 株式会社パイオン 取締役 S G S株式会社 取締役
常務取締役	松 浦 友 功	M&A戦略室長、財務経理部長 株式会社スフィーダ 取締役 place株式会社 取締役 株式会社アエル 取締役 株式会社ヴィクセス 代表取締役社長 株式会社アクセスブリッジ 取締役 株式会社アドバンスサポート 取締役 株式会社ネクストジョイ 取締役 株式会社パイオン 取締役 株式会社ワールドテレネット 取締役 株式会社ジェイ・コミュニケーション 監査役
取 締 役	仁 分 啓 太	管理本部長、管理部長 エンパワーヘルスケア株式会社 取締役 株式会社くるねっと 取締役 株式会社イーブログ 取締役
取 締 役	高 橋 正 人	株式会社光通信 執行役員 財務部 部長 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサル ティング 取締役 株式会社ウェブクルー 取締役
取 締 役	縣 将 貴	株式会社光通信 執行役員 S G S株式会社 取締役 株式会社アップヒルズ 取締役
常 勤 監 査 役	藤 卷 隆 志	—
監 査 役	村 重 嘉 文	株式会社ビジネス・パートナーズ 監査役 株式会社イーシティ埼玉 取締役会長
監 査 役	大 塚 隆 直	株式会社光通信 社長室・人事本部 執行役員 株式会社パイオン 監査役
監 査 役	杉 田 将 夫	株式会社光通信 財務企画部 部長 さくら少額短期保険株式会社 取締役 株式会社インテア・ホールディングス 監査役

- (注) 1. 取締役高橋正人氏および取締役縣将貴氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役村重嘉文氏、監査役大塚隆直氏および監査役杉田将夫氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、監査役村重嘉文氏を独立役員として届け出ております。  
4. 監査役杉田将夫氏は、実務経験を積むことによって培われた財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
5. 平成26年9月30日付で辞任した取締役会長高梨宏史氏の辞任時までの担当および重要な兼職の状況は、企画開発本部長、株式会社くるねっと代表取締役社長、株式会社イーブログ代表取締役社長であります。  
6. S G S株式会社は、平成27年4月1日付で、株式会社EPARKに社名変更しております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①就任

平成26年6月26日開催の第17回定時株主総会において、新たに縣将貴氏が取締役に選任され就任いたしました。

②退任

平成26年6月26日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、取締役佐々木剛氏は任期満了により退任いたしました。

③辞任

平成26年9月30日をもって、取締役高梨宏史氏は辞任いたしました。

平成27年3月31日をもって、取締役縣将貴氏は辞任いたしました。

④取締役の担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
園博之	企画開発本部長	—	平成26年10月1日
松浦友功	M&A戦略室長	—	平成26年5月15日
松浦友功	M&A戦略室長、 財務経理部長	M&A戦略室長	平成26年11月1日
仁分啓太	管理本部長、 管理部長	管理部長	平成26年5月15日

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

(単位：千円)

区分	取締役		監査役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
支給人員および支給額の合計 (うち社外)	7名 (3名)	46,388 (17)	4名 (3名)	11,975 (3,626)	11名 (6名)	58,364 (3,644)

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額300百万円以内、および別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する取締役の報酬等の限度額として年額200百万円以内と定めております(平成18年6月29日開催の定時株主総会決議)。
2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額60百万円以内となっております(平成18年6月29日開催の定時株主総会決議)。また、別枠としてストックオプションとしての新株予約権に関する監査役の報酬等の限度額として年額40百万円以内と定めております(平成22年6月24日開催の定時株主総会決議)。
3. 当事業年度末現在の人員数は取締役5名、監査役4名であります。
4. 支給人員には、平成26年6月26日開催の第17回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名、平成26年9月30日に辞任した取締役1名および平成27年3月31日に辞任した取締役1名を含んでおります。
5. 支給額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役1,541千円、監査役57千円)を含んでおります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役高橋正人氏および縣將貴氏、社外監査役大塚隆直氏および杉田将夫氏の重要な兼職先である株式会社光通信は、当社発行済普通株式の10.30%を保有する大株主であり、当社との間で業務提携に関する基本合意書および資本提携に関する基本合意書を締結しており、資本的關係、人的關係及び重要な取引關係があります。また、縣將貴氏の重要な兼職先であるSGS株式会社(現：株式会社EPARK)は、当社との間で人的關係及び重要な取引關係があります。また、大塚隆直氏の重要な兼職先である株式会社パイオンは、当社との間で人的關係及び重要な取引關係があります。なお、高橋正人氏、縣將貴氏、大塚隆直氏および杉田将夫氏のその他の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害關係はありません。

また、社外監査役村重嘉文氏の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害關係はありません。

##### ②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

##### ③当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	高 橋 正 人	取締役会への出席率は、62%であります。 出席した取締役会では、取締役会付議議案について、常に適切な経営判断を下すために十分な情報が揃っているか否かを、第三者的立場より判断し、意思決定のプロセスをチェックしております。また、当社経営の執行について、様々な助言および指導をしております。
社外取締役	縣 將 貴	取締役会への出席率は、90%であります。 出席した取締役会では、取締役会付議議案について、常に適切な経営判断を下すために十分な情報が揃っているか否かを、第三者的立場より判断し、意思決定のプロセスをチェックしております。また、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かした様々な助言および指導をしております。
社外監査役	村 重 嘉 文	取締役会への出席率は、100%であります。 出席した取締役会では、独立役員として、これまでの経験や見識を踏まえ、主にリスク管理やコンプライアンスの観点より客観的な視点に基づき意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。 監査役会への出席率は、100%であります。 出席した監査役会では、兼職先等における監査役としての豊富な経験や幅広い知識を踏まえ、当社の管理体制の強化、監査体制の改善・拡充について専門的・客観的な立場から積極的に意見を述べております。その他、当社取締役とのミーティングにおいても、具体的な管理上の改善策を提言し管理機能の強化に努めております。

地位	氏名	主な活動状況
社外監査役	大塚 隆直	取締役会への出席率は、100%であります。 出席した取締役会では、これまでの経験や見識を踏まえ、主にリスク管理やコンプライアンスの観点より客観的な視点に基づき意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
		監査役会への出席率は、67%であります。 出席した監査役会では、兼職先等における監査役としての豊富な経験や幅広い知識を踏まえ、当社の管理体制の強化、監査体制の改善・拡充について専門的・客観的な立場から積極的に意見を述べております。その他、当社取締役とのミーティングにおいても、具体的な管理上の改善策を提言し管理機能の強化に努めております。
社外監査役	杉田 将夫	取締役会への出席率は、93%であります。 出席した取締役会では、財務・会計の実務経験を積むことによって培われた専門的な知識を踏まえ、主に経理・財務全般に関して客観的な視点に基づき意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
		監査役会への出席率は、93%であります。 出席した監査役会では、兼職先等における監査役としての経験や財務・会計の専門的な知識を踏まえ、当社の管理体制の強化、監査体制の改善・拡充について専門的・客観的な立場から積極的に意見を述べております。その他、当社取締役とのミーティングにおいても、具体的な管理上の改善策を提言し管理機能の強化に努めております。

(注) 取締役縣将貴氏の取締役会への出席率は、平成26年6月26日に同氏が就任してからの状況であります。

#### ④責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款の定めに基づき、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限り、金3百万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 清和監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

- (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

(注) 当社は、平成27年4月17日付監査役会にて、改正会社法を踏まえ、平成27年5月1日以降、「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」を以下の通りに改定する旨、決議しておりますが、上記方針は平成27年3月31日時点における改定前のものです。

平成27年4月17日付監査役会決議「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」の内容  
(平成27年5月1日より適用)

「監査役会は、会計監査人にその職務を適切に遂行することが困難であると認められる事態が生じた場合その他解任または不再任が適切と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。」

## 6. 会社の体制および方針

- (1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「企業行動憲章」のほか、「役員規則」を定めることとし、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役会及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づきその保存



媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎としてリスクマネジメント会議を置き、リスクマネジメント会議を中心とするリスク管理体制の整備及び維持を図ることとする。個々のリスクについての管理責任者を決定し、これを前提としてリスクの洗い出し、分析・評価、対応手段選択・実施を行うこととする。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜、臨時に開催するものとし、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を監督する。
- (ii) 取締役会の下に代表取締役社長及び常勤取締役で構成する、事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関としてグループ経営会議を設置し、当社グループの全般的な重要事項について審議する。なお、常勤監査役は監査役監査の一環としてグループ経営会議に出席するものとする。
- (iii) 業務執行の目標の明確化及び採算の徹底のため、部門毎の目標値を年度予算として策定するとともに、予算と実績の差異分析を通じて業務管理を行う。
- (iv) 内部監査部門は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。

### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) コンプライアンス体制の基礎として、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を置き、コンプライアンス委員会を中心とするコンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。必要に応じて各担当部門にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うこととする。
- (ii) 取締役は、当社における重大な法令違反その他のコンプライアンス違反に関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役会及び取締役会に報告するものとする。
- (iii) 法令違反その他のコンプライアンス違反に関する事実についての社内報告体制として、社外の弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備することとする。同システムの運用については、「社内通報規程」を定めることとし、同規程の定めるところによるものとする。
- (iv) 代表取締役社長の直属機関として内部監査室を設置することとする。内部監査室は、内部監査に関する規程に従って、グループ会社を含め、各部門の業務プロセス等を監査し、定期的に代表取締役に報告するとともに、不正の発見・防止と業務プロセスの是正を図る。
- (v) 監査役は、当社のコンプライアンス体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

⑥ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社すべてに適用する「企業行動憲章」を定めることとし、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めることとする。経営管理については、「グループ会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度によるグループ会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。取締役は、グループ会社において法令違反その他のコンプライアンス違反に関する重要な事実を発見した場合には、監査役会及び取締役会に報告するものとする。
- (ii) グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認められた場合には、内部監査室に報告するものとする。内部監査室は、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。監査役は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

⑦ 監査役職務の執行を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。また、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定は、取締役からの独立性の確保に留意し、監査役会の同意を得たうえで決定するものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事実について監査役に都度報告するものとする。前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- (ii) 「社内通報規程」を定めることとし、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

⑨ 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、地域住民の生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求には、応じないことを基本方針とする。

- (i) 反社会的勢力対応の主管部門は総務担当部門とし、反社会的勢力に関する各種情報収集、「反社会的勢力対応マニュアル」等の策定並びに反社会的勢力に係わる社内各部門からの対応窓口業務、その他関連する業務を統括する。
- (ii) 反社会的勢力による不当な要求に備えて、平素から暴力追放運動推進都民センター、警察及び弁護士等の外部専門機関との連携体制の強化を図り、指導・助言を受けるものとする。
- (iii) 外部専門機関からの情報収集を図るとともに、新規取引を開始する際には、事前に反社会的勢力に関する調査を実施する。

(iv) 「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、コンプライアンス研修を通じて、社内に周知徹底を図るものとする。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努める。また、有効かつ正当評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(注) 当社は、平成27年4月17日付取締役会にて、平成27年5月1日施行の改正会社法を踏まえ、「業務の適正を確保するための体制」（内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況）の改定を決議しておりますが、上記は、平成27年3月31日時点における改定前のものです。改定後の「業務の適正を確保するための体制」は以下の通りです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「アイフラッグ・グループ企業行動憲章」のほか、「役員規則」を定めることとし、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令定款違反行為を未然に防止する。取締役（別段の定めのない限り、当社の取締役をいう。代表取締役社長、常勤取締役、取締役会、監査役、常勤監査役、監査役会、内部監査室、リスクマネジメント会議及びコンプライアンス委員会についても同様とする。）が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社のリスク管理体制の基礎としてリスクマネジメント会議を置き、リスクマネジメント会議を中心とするリスク管理体制の整備及び維持を図ることとする。個々のリスクについての管理責任者を決定し、これを前提としてリスクの洗い出し、分析・評価、対応手段選択・実施を行うこととする。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜、臨時に開催するものとし、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を監督する。

(ii) 取締役会の下に代表取締役社長及び常勤取締役で構成する、事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関としてグループ経営会議を設置し、当社グループの全般的な重要事項について審議する。なお、常勤監査役は監査役監査の一環としてグループ経営会議に出席するものとする。

(iii) 業務執行の目標の明確化及び採算の徹底のため、部門毎の目標値を年度予算として策定するとともに、予算と実績の差異分析を通じて業務管理を行う。

(iv) 内部監査部門は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 当社のコンプライアンス体制の基礎として、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を置き、コンプライアンス委員会を中心とするコンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。必要に応じて各担当部門にて、規則・ガイドラインの

策定、研修の実施を行うこととする。

- (ii) 取締役は、当社における重大な法令違反その他のコンプライアンス違反に関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役会及び取締役会に報告するものとする。
  - (iii) 法令違反その他のコンプライアンス違反に関する事実についての当社の社内報告体制として、社外の弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備することとする。同システムの運用については、「社内通報規程」を定めることとし、同規程の定めるところによるものとする。
  - (iv) 代表取締役社長の直属機関として内部監査室を設置することとする。内部監査室は、内部監査に関する規程に従って、各部門の業務プロセス等を監査し、定期的に代表取締役社長に報告するとともに、不正の発見・防止と業務プロセスの是正を図る。
  - (v) 監査役は、当社のコンプライアンス体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) (a) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、当社及び子会社に適用する「アイフラッグ・グループ企業行動憲章」を定めることとし、これを基礎として、当社及び各子会社で諸規程を定めることとする。また、子会社の経営管理については、「グループ会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、当社は、必要に応じてモニタリングを行うものとする。取締役は、子会社において法令違反その他のコンプライアンス違反に関する重要な事実を発見した場合には、監査役会及び取締役会に報告するものとする。
    - (b) 子会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室に報告するものとする。内部監査室は、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとする。監査役は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
  - (ii) リスクマネジメント会議を中心とする、各子会社のリスク管理体制の整備及び維持を図る。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
  - (iii) (a) 取締役会非設置会社の選択を認めるなど、各子会社において、事業内容や規模等に応じた体制を構築するとともに、指揮命令系統を明確にし、また、部署及び役職の権限を規程に定めることにより、適正かつ効率的に職務が執行される体制を確保する。
    - (b) 業務執行の目標の明確化及び採算の徹底のため、各子会社の目標値を年度予算として策定するとともに、予算と実績の差異分析を通じて業務管理を行う。
    - (c) 内部監査部門は、各子会社の事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。
  - (iv) (a) コンプライアンス委員会を中心とする、各子会社のコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。また、必要に応じて各子会社にて、コンプライアンス研修を実施する。
    - (b) 取締役は、子会社における重大な法令違反その他のコンプライアンス違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役会及び取締役会に報告する。
    - (c) 法令違反その他のコンプライアンス違反に関する事実についての各子会社の社内報告体制として、社内通報システムを整備し、運用する。
    - (d) 内部監査室は、内部監査に関する規程に従って、各子会社の業務プロセス等を監査し、定期的に代表取締役社長に報告するとともに、不正の発見・防止と業

務プロセスの是正を図る。

- (e) 監査役は、各子会社のコンプライアンス体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定は、取締役からの独立性の確保に留意し、監査役会の同意を得たうえで決定するものとする。なお、監査役は、監査役補助者が、取締役からの独立性を確保できないと判断した場合、監査役会の同意を得たうえで補助者を変更できるものとする。
- ⑨ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - 監査役の職務の補助業務を担当する使用人が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備することにより、取締役からの独立性を確保する。
- ⑩ 監査役への報告に関する体制
  - (i) (a) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社又は子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事実について監査役に都度報告するものとする。前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
    - (b) 内部監査室は、監査役に対し、内部監査結果を報告するものとする。また、適宜意見交換を実施することで、監査役と内部監査室との連携を図るものとする。
    - (c) 当社及び子会社を対象とした「社内通報規程」を定めることとし、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
  - (ii) (a) 子会社の取締役及び使用人は、監査役に報告すべき事項及び時期について定めた規程に基づき、重要な事実について監査役に都度報告するものとする。前記に拘わらず、監査役は、必要に応じて、子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
    - (b) 内部監査室は、監査役に対し、子会社の内部監査結果を報告することで、監査役との連携を図るものとする。
    - (c) 社内通報制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ⑪ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - 監査役への報告者に対し、「社内通報規程」における通報者又は相談者に準じて、保護と秘密保持の配慮を行う。
- ⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - 当社は、監査役がその職務の執行について費用の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - 監査役は、取締役会はもちろん、グループ経営会議のほか必要と認める重要な会議への出席権限を有する。その他重要な決裁書類等の社内情報の閲覧を可能とする。

⑭ 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社及び子会社は、地域住民の生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求には、応じないことを基本方針とする。

- (i) 反社会的勢力対応の主管部門は総務担当部門とし、反社会的勢力に関する各種情報収集、「反社会的勢力対応マニュアル」等の策定並びに反社会的勢力に係わる社内各部門からの対応窓口業務、その他関連する業務を統括する。
- (ii) 反社会的勢力による不当な要求に備えて、平素から暴力追放運動推進都民センター、警察及び弁護士等の外部専門機関との連携体制の強化を図り、指導・助言を受けるものとする。
- (iii) 外部専門機関からの情報収集を図るとともに、当社及び子会社が新規取引を開始する際には、事前に反社会的勢力に関する調査を実施する。
- (iv) 「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、コンプライアンス研修を通じて、当社及び子会社全体に周知徹底を図るものとする。

⑮ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、当社及び子会社の健全な内部統制環境の保持に努める。また、有効かつ正当評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、当社及び子会社の財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益配分を経営の重要事項と認識しており、企業としての競争力を確保しつつ、安定的な株主還元を実現していくことを基本方針としております。

当社は中間配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、期末配当による年1回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。なお、これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

当事業年度の期末配当につきましては、基本方針に基づき検討を行った結果、今後の事業展開や当社の財務状況を勘案し、剰余金の配当を見送らせていただいております。

今後につきましても、当面は財務体質の強化と今後の事業展開に備えた内部留保の確保を優先させていただき予定としておりますが、当社グループの業績が計画通り順調に推移した場合には、財務状況等を総合的に勘案しつつ、株主に対する利益配分を検討してまいります。

---

(備考) 事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,899,844	流 動 負 債	2,137,905
現金及び預金	2,017,273	買 掛 金	145,320
受取手形及び売掛金	836,398	1年内返済予定の長期借入金	399,999
たな卸資産	15,288	1年内償還予定の社債	400,000
その他	97,208	未 払 金	879,389
貸倒引当金	△66,323	未 払 費 用	4,390
固 定 資 産	2,184,310	未 払 法 人 税 等	54,470
有 形 固 定 資 産	165,148	解 約 負 担 引 当 金	66,462
建物及び構築物	164,812	賞 与 引 当 金	39,136
工具、器具及び備品	324,214	そ の 他	148,735
その他	787	固 定 負 債	1,478,974
減価償却累計額	△324,665	長 期 借 入 金	1,450,000
無 形 固 定 資 産	1,369,963	預 り 保 証 金	3,997
ソフトウェア	915,647	繰 延 税 金 負 債	5,865
ソフトウェア仮勘定	179,621	資 産 除 去 債 務	19,111
のれん	272,592		
その他	2,102	負 債 合 計	3,616,880
投 資 そ の 他 の 資 産	649,198	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	376,572	株 主 資 本	1,445,011
長期未収入金	54,855	資 本 金	3,426,759
敷金及び保証金	265,121	資 本 剩 余 金	1,047,173
破産更生債権等	318,773	利 益 剩 余 金	△3,028,921
その他	14,158	新 株 予 約 権	22,263
貸倒引当金	△380,283	純 資 産 合 計	1,467,274
資 産 合 計	5,084,154	負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,084,154

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,996,173
売 上 原 価		1,821,199
売 上 総 利 益		4,174,974
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,735,944
営 業 損 失		2,560,970
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,984	
受 取 手 数 料	4,042	
違 約 金 収 入	1,200	
償 却 債 権 取 立 益	2,702	
そ の 他	1,963	14,893
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36,699	
株 式 交 付 費	7,030	
障 害 者 雇 用 納 付 金	4,775	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	9,023	
そ の 他	5,647	63,175
経 常 損 失		2,609,252
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,299	
損 害 賠 償 金	17,553	
減 損 損 失	63,529	84,381
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		2,693,634
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	25,912	
法 人 税 等 調 整 額	5,865	31,778
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失		2,725,412
当 期 純 損 失		2,725,412

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計
平成26年4月1日残高	2,417,309	37,723	△303,508	2,151,524
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	1,009,450	1,009,450		2,018,900
当期純損失			△2,725,412	△2,725,412
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				—
連結会計年度中の変動額合計	1,009,450	1,009,450	△2,725,412	△706,512
平成27年3月31日残高	3,426,759	1,047,173	△3,028,921	1,445,011

(単位：千円)

	新株予約権	純資産 合計
平成26年4月1日残高	27,819	2,179,343
連結会計年度中の変動額		
新株の発行		2,018,900
当期純損失		△2,725,412
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△5,555	△5,555
連結会計年度中の変動額合計	△5,555	△712,068
平成27年3月31日残高	22,263	1,467,274

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,209,425</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,364,630</b>
現金及び預金	1,519,544	買掛金	127,731
売掛金	633,769	未払金	671,426
商 品	14,850	未払費用	2,538
短期貸付金	520,000	1年内返済予定の長期借入金	399,999
前払費用	49,092	未払法人税等	44,750
未収入金	56,410	未払消費税等	16,720
立替金	441,245	前受金	8,073
その他	7,088	預り金	10,164
貸倒引当金	△32,577	解約負担引当金	51,283
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,520,679</b>	賞与引当金	31,535
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>163,802</b>	その他	406
建 物	164,812	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,474,977</b>
工具、器具及び備品	307,149	長期借入金	1,450,000
その他	238	繰延税金負債	5,865
減価償却累計額	△308,397	資産除去債務	19,111
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,073,946</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,839,607</b>
ソフトウェア	892,717	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア仮勘定	179,621	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,868,234</b>
その他	1,607	資 本 金	3,426,759
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,282,931</b>	資 本 剰 余 金	1,047,173
関係会社株式	576,862	資 本 準 備 金	1,026,759
長期未収入金	14,679	その他資本剰余金	20,413
敷金及び保証金	253,424	利 益 剰 余 金	△1,605,698
長期貸付金	6,654	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,605,698
関係会社長期貸付金	450,000	繰越利益剰余金	△1,605,698
破産更生債権等	318,773	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>22,263</b>
その他	2,643		
貸倒引当金	△340,107	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,890,497</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,730,105</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>5,730,105</b>

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,340,281
売 上 原 価		1,525,502
売 上 総 利 益		2,814,778
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,296,532
営 業 損 失		1,481,754
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,480	
受 取 手 数 料	4,042	
違 約 金 収 入	1,200	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	4,346	
償 却 債 権 取 立 益	2,702	
そ の 他	1,530	19,302
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22,680	
株 式 交 付 費	7,030	
障 害 者 雇 用 納 付 金	4,775	
そ の 他	55	34,540
経 常 損 失		1,496,992
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 去 損	3,299	
損 害 賠 償 金	17,553	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	93,999	
減 損 損 失	42,661	157,513
税 引 前 当 期 純 損 失		1,654,505
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△15,073	
法 人 税 等 調 整 額	5,865	△9,207
当 期 純 損 失		1,645,297

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計
平成26年4月1日残高	2,417,309	17,309	20,413	37,723
事業年度中の変動額				
新株の発行	1,009,450	1,009,450		1,009,450
当期純損失				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				—
事業年度中の変動額合計	1,009,450	1,009,450	—	1,009,450
平成27年3月31日残高	3,426,759	1,026,759	20,413	1,047,173

(単位：千円)

	株主資本		
	利益剰余金		株主資本 合計
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
繰越利益 剰余金			
平成26年4月1日残高	39,599	39,599	2,494,632
事業年度中の変動額			
新株の発行		—	2,018,900
当期純損失	△1,645,297	△1,645,297	△1,645,297
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		—	—
事業年度中の変動額合計	△1,645,297	△1,645,297	373,602
平成27年3月31日残高	△1,605,698	△1,605,698	2,868,234

(単位：千円)

	新株予約権	純資産合計
平成26年4月1日残高	27,819	2,522,451
事業年度中の変動額		
新株の発行		2,018,900
当期純損失		△1,645,297
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△5,555	△5,555
事業年度中の変動額合計	△5,555	368,046
平成27年3月31日残高	22,263	2,890,497

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月27日

株式会社 アイフラッグ  
取締役会 御中

### 清和監査法人

指 定 社 員 公認会計士 川 田 増 三 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 大 塚 貴 史 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイフラッグの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイフラッグ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月27日

株式会社 アイフラッグ  
取締役会 御中

### 清和監査法人

指定社員 公認会計士川田増三 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士大塚貴史 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイフラッグの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月28日

株式会社アイフラッグ 監査役会

監査役（常勤）	藤 卷 隆 志	㊟
監査役	村 重 嘉 文	㊟
監査役	大 塚 隆 直	㊟
監査役	杉 田 将 夫	㊟

(注) 監査役村重嘉文、監査役大塚隆直及び監査役杉田将夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 取締役4名選任の件

取締役4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、1名は社外取締役候補者となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	その ひろゆき 園 博之 (昭和50年11月25日生)	<p>平成12年1月 株式会社ネクサス（現：株式会社パイオン） 入社</p> <p>平成20年1月 同社 法人事業部長</p> <p>平成20年9月 株式会社スフィーダ 代表取締役</p> <p>平成21年8月 株式会社パイオン 取締役</p> <p>平成22年6月 同社 常務取締役</p> <p>平成24年4月 株式会社ライフグローバライズ 代表取締役</p> <p>平成24年5月 株式会社ネクストジョイ 取締役</p> <p>平成25年6月 株式会社パイオン 取締役（現任） 当社 代表取締役社長（現任）</p> <p>平成25年10月 エンパワーヘルスケア株式会社 代表取締役社長（現任）</p> <p>平成25年11月 株式会社スフィーダ 取締役（現任）</p> <p>平成26年4月 株式会社イーフロッグ 代表取締役社長（現任）</p> <p>平成26年6月 S G S 株式会社（現：株式会社EPARK） 取締役（現任）</p> <p>平成26年10月 株式会社くるねっと 代表取締役社長（現任） 当社 企画開発本部長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） エンパワーヘルスケア株式会社 代表取締役社長 株式会社くるねっと 代表取締役社長 株式会社イーフロッグ 代表取締役社長 株式会社スフィーダ 取締役 株式会社パイオン 取締役 株式会社EPARK 取締役</p>	普通株式 18,700株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	まつらら ともり 松浦 友功 (昭和52年11月1日生)	<p>平成17年10月 株式会社アドバンスサポート 入社 平成20年9月 株式会社アクセスブリッジ 取締役(現任) 平成21年9月 株式会社アドバンスサポート 取締役(現任) 平成24年3月 株式会社パイオン 執行役員管理本部長 平成24年5月 株式会社ネクストジョイ 取締役(現任) 平成24年6月 株式会社パイオン 取締役(現任) 平成25年6月 当社 取締役 平成25年11月 株式会社スフィード 取締役(現任) 平成25年12月 当社 常務取締役(現任) 平成26年1月 株式会社ジェイ・コミュニケーション 取締役 平成26年3月 株式会社ワールドテレネット 取締役(現任) 平成26年4月 株式会社ヴィクセス 代表取締役(現任) place株式会社 取締役(現任) 当社 M&amp;A戦略室長(現任) 当社 財務経理部長(現任) 平成26年12月 株式会社ジェイ・コミュニケーション 監査役(現任) 株式会社アエル 取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ヴィクセス 代表取締役社長 place株式会社 取締役 株式会社アエル 取締役 株式会社アクセスブリッジ 取締役 株式会社アドバンスサポート 取締役 株式会社ネクストジョイ 取締役 株式会社パイオン 取締役 株式会社スフィード 取締役 株式会社ワールドテレネット 取締役 株式会社ジェイ・コミュニケーション 監査役</p>	普通株式 8,900株
3	にぶん けいた 仁分 啓太 (昭和45年11月19日生)	<p>平成17年7月 株式会社エイチアイ 経営企画室長 平成20年10月 株式会社テレウェイヴ(現:当社) 経営管理室長 平成21年8月 当社 執行役員 平成21年9月 エンパワーヘルスケア株式会社 取締役(現任) 平成22年4月 当社 管理本部副本部長 平成22年6月 当社 取締役(現任) 平成22年7月 当社 管理本部長 総合企画部長 平成23年2月 株式会社くるねっと 取締役(現任) 株式会社イーフログ 取締役(現任) 平成23年4月 当社 総合企画部長 平成24年4月 当社 経営管理部長 平成25年5月 当社 管理部長(現任) 平成26年5月 当社 管理本部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) エンパワーヘルスケア株式会社 取締役 株式会社くるねっと 取締役 株式会社イーフログ 取締役</p>	0株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	たかはし まさと 高橋 正人 (昭和53年3月5日生)	<p>平成12年4月 株式会社光通信 入社  平成19年12月 e-まちタウン株式会社 監査役  平成21年4月 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング 取締役(現任)  アリババマーケティング株式会社  (現: グローバルパートナーズ株式会社) 監査役  平成22年4月 株式会社光通信 執行役員 財務企画部(現:財務部) 部長(現任)  平成23年10月 株式会社エム・ピー・ホールディングス(現:株式会社インタア・ホールディングス) 監査役  平成24年6月 当社 取締役(現任)  平成26年12月 株式会社ウェブクルー 取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)  株式会社光通信 執行役員 財務部 部長  株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング 取締役  株式会社ウェブクルー 取締役</p>	0株

- (注) 1. 高橋正人氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、高橋正人氏は、現在当社の社外取締役に就任しておりますが、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。
2. 高橋正人氏は、株式会社光通信の執行役員に就任しております。当社は、同社との間で業務提携に関する基本合意書および資本提携に関する基本合意書を締結しております。その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者の選任理由は、次のとおりであります。  
高橋正人氏につきましては、株式会社光通信 執行役員 財務部 部長を兼任しており、兼任先等で培われた豊富な経験と、実務経験を積むことによって培われた財務および会計に関する豊富な知見等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、当社定款の定めに基づき、高橋正人氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限り、金3百万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。なお、本総会において選任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

## 第2号議案 会計監査人選任の件

会計監査人 清和監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。また、監査役会が有限責任 あずさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は、長年にわたる企業会計監査の実績を有し、職業的専門家としての適格性および監査活動の適切性・妥当性等から、当社の会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

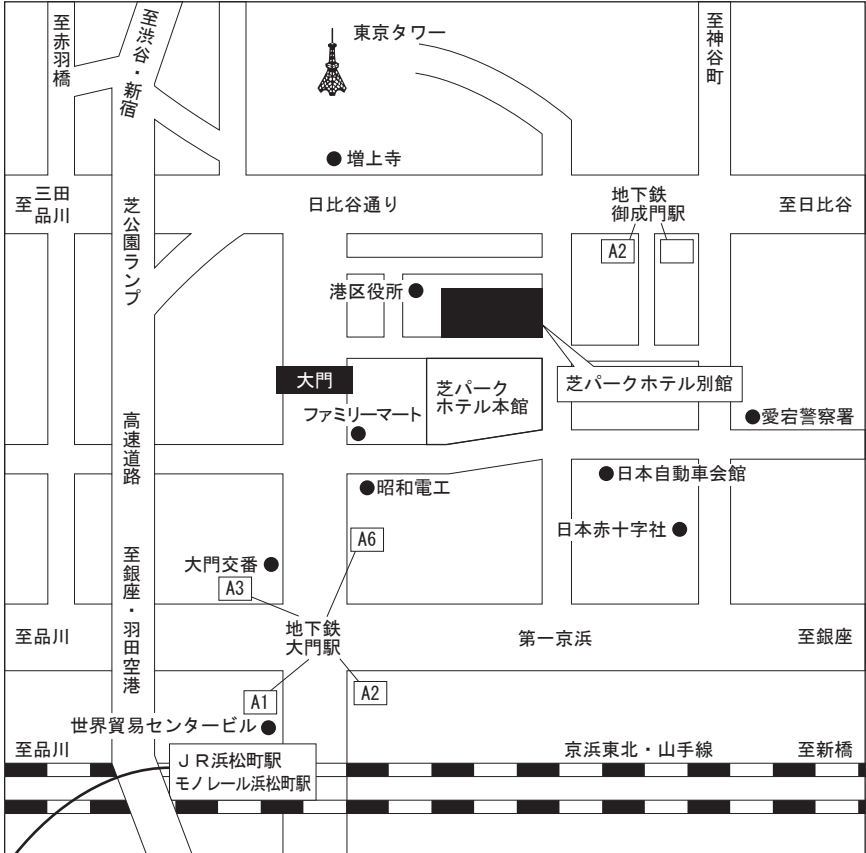
会計監査人の候補者は次のとおりであります。

監査法人の名称	有限責任 あずさ監査法人	
事務所	主たる事務所 その他の事務所	東京都新宿区津久戸町1番2号 札幌事務所、仙台事務所、北陸事務所、北関東事務所、 横浜事務所、名古屋事務所、京都事務所、大阪事務所、 神戸事務所、広島事務所、福岡事務所
沿革	昭和60年7月 平成5年10月 平成16年1月 平成22年7月	監査法人朝日新和会計社設立 井上斎藤英和監査法人（昭和53年4月設立）と合併し、名称を朝日監査法人とする。 あずさ監査法人（平成15年2月設立）と合併し、名称をあずさ監査法人とする。 有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任 あずさ監査法人とする。
概要 （平成27年4月30日現在）	構成人員	〔非常勤者を含めた総人員数〕
	公認会計士 会計士補 会計士試験合格者 専門員 その他職員 合計	3,011名〔3,083名〕（代表社員32名、社員515名） 11名〔13名〕 1,199名〔1,257名〕 687名〔691名〕（特定社員34名、うち代表社員1名） 597名〔613名〕 5,505名〔5,657名〕
	クライアント数	・監査証明業務3,333社 （金商法会社法734、金商法56、会社法1,314、学校法人63、労組21、その他の法定453、その他の任意692） ・その他の業務 1,527社
資本金	3,000,000,000円	

以上

# 株主総会会場ご案内略図

【会 場】 東京都港区芝公園一丁目5番10号  
 芝パークホテル 別館2階 ローズの間  
 【電話番号】 03-3433-4141 (代)



- (交通)
- JR・モノレール 浜松町駅 (北口) より徒歩8分
  - 都営地下鉄三田線 御成門駅 (A2) より徒歩2分
  - 都営地下鉄浅草線・大江戸線 大門駅 (A6) より徒歩4分